

議案第 25 号

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中「(以下この項において「知的障害児等機能訓練等業務」という。)」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第 9 条の 2 第 1 項中「(以下この項において「肢体不自由児機能訓練等業務」という。)」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第 2 条 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

「第 2 章 市川市あおぞらキッズ（第 5 条—第 8 条）

第 3 章 市川市おひさまキッズ（第 9 条—第 12 条）

目次 中 第 4 章 市川市こども発達相談室（第 13 条—第 17 条） を

第 5 章 市川市大洲こども館（第 18 条—第 22 条）

第 6 章 補則（第 23 条・第 24 条） 」

「第 2 章 市川市児童発達支援センター（第 5 条―第 9 条）

第 3 章 市川市こども発達相談室（第 10 条―第 14 条）

に改める。

第 4 章 市川市大洲こども館（第 15 条―第 19 条）

第 5 章 補則（第 20 条・第 21 条）」

第 3 条第 1 号中「知的障害のあるこども及び精神に障害のあるこども（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む）」を「障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう）」に改め、「生活支援」の次に「並びに集団生活への適応」を加え、同条第 2 号及び第 3 号を削り、同条第 4 号を同条第 2 号とし、同条第 5 号を同条第 3 号とし、同条第 6 号を同条第 4 号とする。

第 4 条の表市川市あおぞらキッズの項を次のように改める。

市川市児童発達支援センター	1 法第 43 条に規定する児童発達支援センターとして、障害児に対し、次に掲げる業務を行うこと。 (1) 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。） (2) 法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援（次条第 1 号ア及び第 6 条第 1 項において「保育所等訪問支援」という。） (3) 法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児支援利用援助（次条第 1 号アにおいて「障害児支援利用援助」という。） (4) 法第 6 条の 2 の 2 第 8 項に規定する継続障害児支援利用援助（次条第 1 号アにおいて「継続障害児支援利用援助」という。） 2 障害児その他発達において支援を要すること（以下この項及び次条第 1 号イにおいて「障害児等」という。）又はその保護者（法第 6 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、当該障害児等の発達及び生活の相談に応じ、助言を行うこと。
---------------	--

第 4 条の表市川市おひさまキッズの項を削る。

「第 2 章 市川市あおぞらキッズ」を「第 2 章 市川市児童発達支援センター」に改める。

第 5 条中「市川市あおぞらキッズ（以下「あおぞらキッズ」を「市川市児童発達支援センター（以下この章において「児童発達支援センター」に改め、同条第 1 号ア中「保育所等訪問支援」を「児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助」に改め、「（以下「通所給付決定」という。）」を削り、同号イ中「通所給付決定に係る知的障害のあるこども又は精神に障害のあるこども」を「障害児等」に改める。

第 3 章を削る。

第 8 条中「あおぞらキッズ」を「児童発達支援センター」に改め、第 2 章中同条を第 9 条とする。

第 7 条中「あおぞらキッズ」を「児童発達支援センター」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「あおぞらキッズ」を「児童発達支援センター」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条の 2 第 1 項中「（以下「通所給付決定保護者」という。）」を削り、「前条第 1 号」を「前条第 1 号ア」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 章中第 1 3 条を第 1 0 条とし、第 1 4 条から第 1 7 条までを 3 条ずつ繰り上げ、同章を第 3 章とする。

第 5 章中第 1 8 条を第 1 5 条とし、第 1 9 条から第 2 2 条までを 3 条ずつ繰り上げ、同章を第 4 章とする。

第 6 章中第 2 3 条を第 2 0 条とし、第 2 4 条を第 2 1 条とし、同章を第 5 章とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例第5条の2第1項及び第9条の2第1項の規定は、この条例の公布の日以後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第5項に規定する保育所等訪問支援（以下「児童発達支援等」という。）の利用に係る使用料について適用し、同日前の児童発達支援等の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 令和9年4月1日前の児童発達支援等の利用に係る第2条の規定による改正前の市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例第9条の2第1項に規定する通所給付決定保護者が納めるべき同条に規定する使用料については、なお従前の例による。

理 由

児童福祉法の改正による児童発達支援の類型の一元化を踏まえ、あおぞらキッズ及びおひさまキッズを統合し、一の児童発達支援センターとするほか、通所給付決定保護者が納めるべき使用料に係る取扱いについて見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。